

(別記)

契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

工事の請負契約（鋼橋上部工事、塗装工事、機械器具設置工事及び造園工事に係る契約を含む。以下同じ。）についての競争入札参加者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ア 審査基準日において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による建設業の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて 2 年以上その事業を営んでいること。
- イ それぞれの資格に対応する建設業の許可について経営事項審査を受け、総合評定値（P 点）の通知を受けており、かつ、その通知の基準日（＝決算日）が審査基準日において有効なものであること。
- ウ イの経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。

(2) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ア 審査基準日において、引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- イ 審査基準日の直前 1 年間に、その事業に係る売上高を有していること。
- ウ 従業員の数が 3 人以上であること。

(3) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ア 測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量業者の登録を受けていること。
- イ 審査基準日において、引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- ウ 審査基準日の直前 1 年間に、その事業に係る売上高を有していること。
- エ 従業員の数が 3 人以上であること。

(4) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしていること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 審査基準日において、引き続き 1 年以上その事業を営んでいること。
- ウ 審査基準日の直前 1 年間に、その事業に係る売上高を有していること。
- エ 従業員の数が 3 人以上であること。

(別表)

[建設工事]

番号	工 事 種 別	左の資格に対応する 建設業の許可	工 事 の 内 容
1	一般土木工事	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業 解体工事業	昭和 47 年 3 月 8 日付け建設省告示第 350 号及び 昭和 47 年 3 月 18 日付け建設省計建発告示第 46 号 通知による。
2	建 築 工 事	建築工事業 大工工事業 左官工事業 とび・土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブ ロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 板金工事業 ガラス工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業 清掃施設工事業 解体工事業	〃
3	電 気 工 事	電気工事業 電気通信工事業 消防施設工事業	〃
4	管 工 事	管工事業 熱絶縁工事業 さく井工事業 水道施設工事業 消防施設工事業 清掃施設工事業	〃
5	舗 装 工 事	舗装工事業	〃
6	鋼橋上部工事	鋼構造物工事業	鋼橋製作業者により行われる鋼桁製作、輸送、架設、床版 工等の鋼橋製作から完成までの一連の工事。
7	塗 装 工 事	塗装工事業	昭和 47 年 3 月 8 日付け建設省告示第 350 号及び 昭和 47 年 3 月 18 日付け建設省計建発告示第 46 号 通知による。
8	機械器具設置工事	機械器具設置工事業 鋼構造物工事業	〃
9	造 園 工 事	造園工事業	〃

[設 計 等]

番号	業 務 種 別	左の資格に必要な登録	業 務 の 内 容
10	土木・建築設計	建築士事務所 ※建築設計(建築設備設計のみの場合を除く)に限る	土木施設物又は建築物の設計。
11	測 量	測量業者	一般測量又は航空測量。
12	地 質 調 査		地質又は土質の調査（計測も含む）。
13	技術資料作成		高度な技術資料の作成業務、各種補償コンサルタント業務、建設工事に関連する環境調査等。